

シエーグレン症候群
成人発症スチル病
関節リウマチ
亜急性硬化性全脳炎
別表第十の二 障害児(者)リハビリテーション料の対象患者
脳性麻痺

胎生期若しくは乳幼児期に生じた脳又は脊髄の奇形及び障害
顎・口腔の先天異常
先天性の体幹四肢の奇形又は変形
先天性神経代謝異常症、大脳白質変性症
先天性又は進行性の神経筋疾患
神経障害による麻痺及び後遺症

言語障害、聴覚障害又は認知障害を伴う自閉症等の発達障害

別表第十の二の二 集団コミュニケーション療料の対象患者

別表第九の五又は別表第十の二に掲げる患者であつて、言語・聴覚機能の障害を有するもの

別表第十の三 人工腎臓に規定する注射薬

エリスロポエチン

ダルベポエチン

別表第十一

一 歯科点数表第 2 章第 8 部に規定する特定薬剤

口腔用ケナログ

歯科用(口腔用)アフタゾン

テトラ・コーチゾン軟膏

テラ・コートリル軟膏

デルゾン口腔用

二 歯科点数表第 2 章第 9 部に規定する特定薬剤

口腔用ケナログ

アクリノール

歯科用(口腔用)アフタゾン

テトラ・コーチゾン軟膏

テラ・コートリル軟膏

デルゾン口腔用

生理食塩水

別表第十一の二 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に規定する麻酔が困難な患者

心不全の患者

冠動脈疾患の患者

弁膜症の患者

不整脈の患者

先天性心疾患の患者

原発性肺高血圧症の患者

呼吸不全の患者

呼吸器疾患の患者

糖尿病の患者

腎不全の患者

肝不全の患者
血球減少の患者
血液凝固異常の患者
出血傾向のある患者
敗血症の患者
神経障害の患者

別表第十一の三 強度変調放射線治療(IMRT)の対象患者

一 頭頸部腫瘍(原発性のものに限る。)(の患者)

二 前立腺腫瘍(原発性のものに限る。)(の患者)

三 中枢神経腫瘍(原発性のものに限る。)(の患者)

別表第十二 介護老人保健施設入所者について算定できない検査、リハビリテーション、処置、手術及び麻酔

一 算定できない検査

イ 検体検査(医科点数表区分番号D007の25に掲げる血液ガス分析及び当該検査に係る医科点数表区分番号D026の3に掲げる生化学的検査(I)判断料並びに医科点数表区分番号D419の3に掲げる動脈血採血であつて、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)

ロ 呼吸循環機能検査のうち医科点数表区分番号D208に掲げる心電図検査及び医科点数表区分番号D209に掲げる負荷心電図検査(心電図検査の注に規定する加算であつて、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行う診療に係るものを除く。)

ハ 負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験

ニ イから八までに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な検査

二 算定できないリハビリテーション

イ 脳血管疾患等リハビリテーション料

ロ 運動器リハビリテーション料

ハ 摂食機能療法

二 視能訓練

ホ イから二までに掲げるリハビリテーションに最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション

三 算定できない処置

イ 創傷処置(六千平方センチメートル以上(褥瘡に係るものを除く。)(を除く。)

ロ 手術後の創傷処置

ハ ドレーン法(ドレナージ)

二 腰椎穿刺

ホ 胸腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む。)(保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)

ヘ 腹腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む。)(保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)

ト 喀痰吸引

チ 高位洗腸、高圧洗腸、洗腸

リ 摘便